

公立大学法人秋田公立美術大学における反社会的勢力に対する基本方針

〔 令和2年3月31日
理 事 長 決 裁 〕

公立大学法人秋田公立美術大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を明確にするため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 本学の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。
- 2 反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面において、適切な法的措置を講じる。
- 3 平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国および地方公共団体が実施する反社会的勢力排除に関する諸施策に協力するよう努める。
- 4 前各項に規定する措置を講ずるに当たり、役員、教職員、学生、その他関係者の安全を最優先し、組織的に対応する。

※ 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。

